

# 岩手県再生資源利用認定製品の認定申請を募集します

県では、一定の基準を満たすリサイクル製品を県が認定し、利用拡大を図る制度を実施しています。【循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）第10条】

下記により、認定を希望する製品を募集しますので、リサイクル製品を製造している、又は今後製造を検討している事業者さまの積極的なご応募をお願いします。

## 1 対象となる製品

再生資源<sup>\*1</sup>を利用した、次の全てに該当するリサイクル製品が対象です。

- (1) 主として県内で生じた再生資源を利用し、県内で製造したものであること。
- (2) 環境への負荷の低減に十分な配慮がなされているなど、環境保全のために必要な措置を講じている事業所において製造されたものであること。
- (3) 申請時において既に県内で販売されていること、又は申請の日から6か月以内に県内で販売されることが確実であること。
- (4) 岩手県再生資源利用認定製品品質基準<sup>\*2</sup>に適合していること。

## 2 申請方法

申請書に次の書類及び物品を添えて、下記期間内に岩手県環境生活部資源循環推進課へ提出してください。

【申請書様式】 <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/seisaku/nintei/1005677.html>

岩手県公式HP>くらし・環境>環境>環境政策>岩手県再生資源利用認定製品>岩手県再生資源利用認定製品認定制度について

【添付書類・物品】

- ① 当該製品又は見本
- ② 当該製品の説明書
- ③ 当該製品製造フロー図
- ④ 認定基準に適合していることを証する書類
- ⑤ 会社案内、パンフレット等

【備考】

- ・ 申請に係る手数料は不要ですが、「④認定基準に適合していることを証する書類」として必要な試験等に係る費用は申請者の負担となります。
- ・ 審査を円滑に行うため、申請に当たっては、あらかじめ資源循環推進課にご相談ください。
- ・ 郵送による書類提出や電話等によるご相談も可能です。

## 3 申請受付期間

令和5年10月11日(水)から令和5年12月8日(金)まで（土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。）

なお、申請の受付は年2回を予定しています（次回は翌年4月頃を予定しています）。

## 4 審査

申請された製品は、有識者等で構成する岩手県再生資源利用認定製品審査会の審査を経た上で、知事が認定の可否を決定します。

## 5 認定

認定された場合は、「岩手県再生資源利用認定製品認定証」を交付します。

認定期間は、認定の日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までです（更新も可能）。

【認定による効果】

- ・ 県が、事業者及び市町村等に認定製品の利用促進を図ります。
- ・ 県は、性能や価格等を考慮しながら優先的使用に努めます。
- ・ 認定マークを表示し、製品をPRすることができます。
- ・ 認定を受けた事業者は、製造するリサイクル製品の販売促進に関する取組の補助を受けることができます。（岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業の利用）



## 6 お問い合わせ先

〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁11階  
岩手県環境生活部資源循環推進課  
電話：019-629-5367

### ※1 再生資源

再生資源とは、次に掲げるものをいいます。

ア 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項の廃棄物）

イ 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物及び林産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（アに掲げる物品並びに放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）

### ※2 岩手県再生資源利用認定製品品質基準

品質及び安全性に関する基準	<ol style="list-style-type: none"><li>次のいずれかの規格等に適合していること<ol style="list-style-type: none"><li>産業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本産業規格</li><li>公益財団法人日本環境協会が定めるエコマーク商品認定基準</li><li>建築工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に定める規格等</li><li>岩手県土木工事共通仕様書に定める規格等</li><li>その他認定製品の規格等として知事が相当と認めるもの</li></ol></li><li>1の(3)から(5)までの規格等に適合する製品にあっては、次の要件を満たしていること<ol style="list-style-type: none"><li>廃棄物処理法第2条第3項の特別管理一般廃棄物又は同条第5項の特別管理産業廃棄物を原材料としていないこと</li><li>土壌に溶出する可能性のあるものについては、溶出試験結果が環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の土壌の汚染に係る環境基準に適合していること</li><li>その他当該製品について適用される関係法令等を遵守していること</li></ol></li></ol>
再生資源の配合率	<ol style="list-style-type: none"><li>エコマーク商品認定基準に定めのある製品については、エコマーク商品認定基準で定める配合率の基準をおおむね満たしていること（エコマーク商品認定基準で定める配合率の基準が岩手県グリーン購入基本方針（平成14年3月26日岩手県環境生活部制定）で定める配合率の基準を下回る場合を除く。）</li><li>エコマーク商品認定基準に定めのない製品であって岩手県グリーン購入基本方針に定めのある製品及びエコマーク商品認定基準で定める配合率の基準が岩手県グリーン購入基本方針で定める配合率の基準を下回る製品については、岩手県グリーン購入基本方針で定める配合率の基準を満たしていること</li><li>エコマーク商品認定基準及び岩手県グリーン購入基本方針のいずれにも定めのない製品については、学識経験を有する者等の意見を聴いて知事が相当と認める再生資源の配合率の基準を満たしていること</li></ol>

